



# 佐賀県公報

平成20年  
10月7日  
(金曜日)  
第 13091号

(◎印は、県例規集に登載するもの)

## 目次

### 告示

○生活保護法及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律に基づく医療機関の指定

(三六七・地域福祉課) 一

○生活保護法及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律に基づく居宅介護を担わせる機関の指定

(三六八・ ) 一

○生活保護法及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律に基づく介護予防を担当させる機関の指定

(三六九・ ) 三

○生活保護法及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律に基づく居宅介護支援計画の作成を担当させる機関の指定

(三七〇・ ) 四

○生活保護法及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律に基づく介護療養型医療施設の指定

(三七一・ ) 五

○生活保護法及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律に基づく指定介護機関の廃止

(三七二・ ) 五

○生活保護法及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律に基づく指定介護機関の事業所の所在地の変更

(三七三・ ) 五

○生活保護法及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国

後の自立の支援に関する法律に基づく施術機関の指定 (三七四・ ) 六

### 選挙管理委員会事項

○選挙管理委員会の招集

(告示・三八) 六

## 告示

### ◎佐賀県告示第三百六十七号

生活保護法（昭和二十五年法律第四百四十四号）第四十九条の規定により、同法による医療扶助のための医療を担当し、及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律（平成六年法律第三十号）第四十条第四項においてその例によるものとされた生活保護法第四十九条の規定により、同法による医療支援給付のための医療を担当する機関として、次の医療機関を指定した。

平成二十年十月七日

佐賀県知事 古川 康

名称	所在地	廃止年月日
上村泌尿器科医院	鳥栖市古賀町三四三番地	平成二〇・八・一
まえだ脳神経外科・眼科クリニック	小城市三日月町長神田二二七三番地二	"
くさば耳鼻咽喉科クリニック	佐賀市川副町鹿江一〇〇五番地五	平成二〇・八・五
博賀堂薬局	多久市北多久町大字多久原二四二四番地七五	平成二〇・七・二二
あおば薬局	佐賀市大和町尼寺三二二九番地	平成二〇・八・一
神埼薬局 神埼橋店	神崎市神埼町本告牟田字一ノ鶴二九九四番二	"

### ◎佐賀県告示第三百六十八号

生活保護法（昭和二十五年法律第四百四十四号）第五十四条の二第一項の規定による介護扶助のための居宅介護を担当し、及び中国残留邦人等の円滑な帰国

の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律（平成六年法律第三十号）第十四条第四項においてその例によるものとされた生活保護法第五十四条の第二項の規定による介護支援給付のための居宅介護を担当させる機関を次のとおり指定した。

平成二十年十月七日

佐賀県知事 古川 康

- 一 (一) 指定年月日 平成二十年六月一日
- (二) 申請者の名称及び主たる事務所の所在地  
名称 有限会社 ハート  
所在地 唐津市佐志一五六番地二六
- (三) 事業所の名称、所在地及びサービスの種類  
名称 デイサービス安寿  
所在地 唐津市鎮西町高野五三四番地二  
サービスの種類 通所介護
- 二 (一) 指定年月日 平成二十年七月一日
- (二) 申請者の名称及び主たる事務所の所在地  
名称 医療法人せとじまクリニク  
所在地 鳥栖市今泉町二四三四番地一
- (三) 事業所の名称、所在地及びサービスの種類  
名称 ホームヘルプサービス セントポリア  
所在地 鳥栖市真木町一九七四番地四  
サービスの種類 訪問介護
- 三 (一) 指定年月日 平成二十年七月一日
- (二) 申請者の名称及び主たる事務所の所在地  
名称 医療法人せとじまクリニク  
所在地 鳥栖市真木町一九七四番地四
- (三) 事業所の名称、所在地及びサービスの種類

名称 デイサービスセンター セントポリア  
所在地 鳥栖市今泉町二四三四番地一  
サービスの種類 通所介護

四 (一) 指定年月日 平成二十年七月一日

(二) 申請者の名称及び主たる事務所の所在地

名称 株式会社 はなのわ

所在地 伊万里市大坪町甲七四〇番地

(三) 事業所の名称、所在地及びサービスの種類

名称 デイサービスセンターながやま

所在地 伊万里市大坪町甲七三三番地

サービスの種類 通所介護

五 (一) 指定年月日 平成二十年七月一日

(二) 申請者の名称及び主たる事務所の所在地

名称 医療法人勇愛会

所在地 三養基郡みやき町大字白壁四二八七番地

(三) 事業所の名称、所在地及びサービスの種類

名称 指定通所リハビリテーションゆうあい

所在地 三養基郡みやき町大字白壁四三〇五番地四〇

サービスの種類 通所リハビリテーション

六 (一) 指定年月日 平成二十年八月一日

(二) 申請者の名称及び主たる事務所の所在地

名称 医療法人六科会

所在地 小城市芦刈町三王崎三一六番地三

(三) 事業所の名称、所在地及びサービスの種類

名称 徳富医院

所在地 小城市芦刈町三王崎三一六番地三

サービスの種類 訪問リハビリテーション

七 (一) 指定年月日 平成二十年八月一日

(二) 申請者の名称及び主たる事務所の所在地

名称 株式会社 ツクイ

所在地 神奈川県横浜市港南区上大岡西二丁目六番一号

(三) 事業所の名称、所在地及びサービスの種類

名称 ツクイ佐賀北

所在地 佐賀市兵庫町藤木一〇四五番地三

サービスの種類 通所介護

八 (一) 指定年月日 平成二十年八月十一日

(二) 申請者の名称及び主たる事務所の所在地

名称 株式会社大賀薬局

所在地 福岡市中央区大名一丁目一五番九号

(三) 事業所の名称、所在地及びサービスの種類

名称 株式会社大賀薬局 弥生ヶ丘店

所在地 鳥栖市弥生が丘二丁目一四四番地

サービスの種類 居宅療養管理指導

●佐賀県告示第三百六十九号

生活保護法（昭和二十五年法律第四百四十四号）第五十四条の二第一項の規定による介護扶助のための介護予防を担当し、及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律（平成十六年法律第三十号）第十四条第四項においてその例によるものとされた生活保護法第五十四条の二第一項の規定による介護支援給付のための介護予防を担当させる機関を次のとおり指定した。

平成二十年十月七日

佐賀県知事 古川 康

一 (一) 指定年月日 平成二十年六月一日

(一) 申請者の名称及び主たる事務所の所在地

名称 有限会社 ハート

所在地 唐津市佐志一五六番地二六

(二) 事業所の名称、所在地及びサービスの種類

名称 デイサービス安寿

所在地 唐津市鎮西町高野五三四番地二

サービスの種類 介護予防通所介護

二 (一) 指定年月日 平成二十年七月一日

(二) 申請者の名称及び主たる事務所の所在地

名称 医療法人せとじまクリニク

所在地 鳥栖市今泉町二四三四番地一

(三) 事業所の名称、所在地及びサービスの種類

名称 ホームヘルプサービス セントポリア

所在地 鳥栖市真木町一九七四番地四

サービスの種類 介護予防訪問介護

三 (一) 指定年月日 平成二十年七月一日

(二) 申請者の名称及び主たる事務所の所在地

名称 医療法人せとじまクリニク

所在地 鳥栖市真木町一九七四番地四

(三) 事業所の名称、所在地及びサービスの種類

名称 デイサービスセンター セントポリア

所在地 鳥栖市今泉町二四三四番地一

サービスの種類 介護予防通所介護

四 (一) 指定年月日 平成二十年七月一日

(二) 申請者の名称及び主たる事務所の所在地

名称 株式会社 はなのわ

所在地 伊万里市大坪町甲七四〇番地

<p>(三) 事業所の名称、所在地及びサービスの種類        名称 デイサービスセンターながやま        所在地 伊万里市大坪町甲七三二番地        サービスの種類 介護予防通所介護</p> <p>(一) 指定年月日 平成二十年七月一日</p> <p>(二) 申請者の名称及び主たる事務所の所在地        名称 医療法人勇愛会        所在地 三養基郡みやき町大字白壁四二八七番地</p> <p>(三) 事業所の名称、所在地及びサービスの種類        名称 指定通所リハビリテーションゆうあい        所在地 三養基郡みやき町大字白壁四三〇五番地四〇        サービスの種類 介護予防通所リハビリテーション</p> <p>(一) 指定年月日 平成二十年八月一日</p> <p>(二) 申請者の名称及び主たる事務所の所在地        名称 医療法人六科会        所在地 小城市芦刈町三王崎三一六番地三</p> <p>(三) 事業所の名称、所在地及びサービスの種類        名称 徳富医院        所在地 小城市芦刈町三王崎三一六番地三        サービスの種類 介護予防訪問リハビリテーション</p> <p>(一) 指定年月日 平成二十年八月一日</p> <p>(二) 申請者の名称及び主たる事務所の所在地        名称 株式会社 ツクイ        所在地 神奈川県横浜市港南区上大岡西一丁目六番一号</p> <p>(三) 事業所の名称、所在地及びサービスの種類        名称 ツクイ佐賀北        所在地 佐賀市兵庫町藤木一〇四五番地三</p>	<p>八 (一) 指定年月日 平成二十年八月十一日</p> <p>(二) 申請者の名称及び主たる事務所の所在地        名称 株式会社大賀薬局        所在地 福岡市中央区大名一丁目一五番九号</p> <p>(三) 事業所の名称、所在地及びサービスの種類        名称 株式会社大賀薬局 弥生ヶ丘店        所在地 鳥栖市弥生が丘二丁目一四四番地        サービスの種類 介護予防居宅療養管理指導</p> <p>◎佐賀県告示第三百七十号        生活保護法（昭和二十五年法律第百四十四号）第五十四条の二第一項の規定による居宅介護支援計画を作成し、及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律（平成六年法律第三十号）第十四条第四項においてその例によるものとされた生活保護法第五十四条の二第一項の規定による介護支援給付のための居宅介護支援計画を作成させる機関を次のとおり指定した。        平成二十年十月七日        佐賀県知事 古川 康</p> <p>(一) 指定年月日 平成二十年六月一日</p> <p>(二) 申請者の名称及び主たる事務所の所在地        名称 有限会社 ハート        所在地 唐津市佐志一一五六番地二六</p> <p>(三) 事業所の名称、所在地及びサービスの種類        名称 居宅介護支援事業所 パートナー        所在地 唐津市鎮西町高野五三四番地二</p> <p>(一) 指定年月日 平成二十年七月一日</p>
---	---

(一) 申請者の名称及び主たる事務所の所在地

名称 医療法人せとじまクリニク

所在地 鳥栖市真木町一九七四番地四

(二) 事業所の名称、所在地及びサービスの種類

名称 ケアプランサービス セントポリリア

所在地 鳥栖市今泉町二四三四番地一

三 (一) 指定年月日 平成二十年七月一日

(二) 申請者の名称及び主たる事務所の所在地

名称 医療法人勇愛会

所在地 三養基郡みやき町大字白壁四二八七番地

(三) 事業所の名称、所在地及びサービスの種類

名称 居宅介護支援センター おおしま

所在地 三養基郡みやき町大字白壁四三〇五番地四〇

●佐賀県告示第三百七十一号

生活保護法（昭和二十五年法律第四百四十四号）第五十四条の二第一項の規定による介護扶助のため及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律（平成六年法律第三十号）第十四条第四項においてその例によるものとされた生活保護法第五十四条の二第一項の規定による介護支援給付のための介護療養型医療施設を次のとおり指定した。

平成二十年十月七日

佐賀県知事 古川 康

一 指定年月日 平成二十年四月一日

二 申請者の名称及び主たる事務所の所在地

名称 医療法人六科会

所在地 小城市芦刈町三王崎三一六番地三

三 事業所の名称、所在地及びサービスの種類

名称 徳富医院

所在地 小城市芦刈町三王崎三一六番地三

●佐賀県告示第三百七十二号

生活保護法（昭和二十五年法律第四百四十四号）第五十四条の二第四項及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律（平成六年法律第三十号）第十四条第四項においてその例によるものとされた生活保護法第五十四条の二第四項において準用する同法第五十条の二の規定により、指定介護機関から次のとおり廃止の届出があった。

平成二十年十月七日

佐賀県知事 古川 康

一 廃止年月日 平成二十年八月一日

二 申請者の名称及び主たる事務所の所在地

名称 有限会社 ハート

所在地 唐津市佐志一五六番地二六

三 事業所の名称、所在地及びサービスの種類

名称 デイサービス 野々庵

所在地 唐津市浜玉町東山田二〇八四番地一

サービスの種類 通所介護及び介護予防通所介護

●佐賀県告示第三百七十三号

生活保護法（昭和二十五年法律第四百四十四号）第五十四条の二第四項及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律（平成六年法律第三十号）第十四条第四項においてその例によるものとされた生活保護法第五十四条の二第四項において準用する同法第五十条の二の規定により、指定介護機関から次のとおり変更の届出があった。

平成二十年十月七日

佐賀県知事 古川 康

名称 医療法人せとしまクリニク訪問看護ステーションセントポリーア	所在地 新 鳥栖市今泉町二四三四番地一	変更年月日 平成二〇・七・一
	旧 鳥栖市真木町一九七四番地四	

◎佐賀県告示第三百七十四号

生活保護法（昭和二十五年法律第百四十四号）第五十五条において準用する同法第四十九条の規定により、同法による医療扶助のための施術を担当し、及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律（平成六年法律第三十号）第十四条第四項においてその例によるものとされた生活保護法第四十九条の規定により、同法による医療支援給付のための施術を担当する機関として、次のとおり指定した。

平成二十年十月七日

佐賀県知事 古川 康

施術機関名	所在地	指定年月日
しげ井接骨院	伊万里市立花町一六〇四番地二四	平成二〇・七・七
鍼灸リハビリテーションマツサージ あさか	佐賀市神野東三丁目三番六号	平成二〇・七・一七

○ 教育委員会事項

◎佐賀県選挙管理委員会告示第三十八号

選挙管理委員会を次のとおり招集する。

平成二十年十月七日

佐賀県選挙管理委員会

委員長 松尾 紀 男

- 一 日時 平成二十年十月八日 午後一時三十分
- 二 場所 選挙管理委員会室
- 三 議題
- (一) 選挙運動及び政治活動取扱規程の一部改正について
- (二) その他

購読料 一か年三二、二〇〇円(送料共)  
申込先 佐賀県経営支援本部総務法制課

平成二十年十月七日印刷及び発行  
発行者 佐賀県知事 古川 康

発行定日 毎週火金曜日  
印刷社 (株)佐賀印刷社